

JST 特許出願支援制度ご利用の皆様へ

独立行政法人科学技術振興機構
知的財産戦略センター(大学支援担当)

分割出願等に関する運用の変更について(お知らせ)

平素より JST 特許化支援事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、当機構では、本事業において従来から協議対象となっております分割出願費用の扱いに対する運用の変更を行い、活用が見込まれる発明に対し支援条件の緩和を通じて支援を拡大し、より一層充実した海外出願支援の実施を図ります。

下記をご確認の上、ご協力とご活用を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 支援対象拡大の内容

(1) 分割出願支援の協議における運用変更

次の通り、平成 21 年度以降に分割を希望する旨の協議を頂いた出願のうち、収入要件を満たす出願に対し、「1 採択国あたりの上限支援数」の範囲内で、一定割合の支援を行います。

対象となる出願	JST 特許出願支援制度による支援を受けている海外出願 ^{*1} に対し、2009 年 4 月 1 日以降に行われる出願の分割手続きに伴って発生する、新たな出願
収入要件	分割の元となる出願について、次のいずれかの収入があること 1) ライセンス収入(収入が見込めるロイヤリティ契約を含む) 2) 企業共同研究収入(公的機関・大学のみとの共同研究収入は除く)
一採択国あたり の上限支援数	JST 知的財産委員会で採択された 1 採択国につき、分割の元となる既支援出願を含め3出願まで
支援の割合	1) ライセンス収入がある場合：分割の元となる出願における支援割合の 90% 2) 企業共同研究収入がある場合：分割の元となる出願における支援割合の 80%

*1 日本において支援を受けている出願は、対象としません。

(2) 米国における一部継続出願に対する運用変更

昨年 10 月 31 日付通知(H20 科促進第 212-3 号)において、米国 Advisory Action 後の継続的な出願に関する運用変更をお知らせしましたが、この度は以下の通り 同 Action 前の一部継続出願について支援対象を拡大するとともに取扱いを明確にします。

支援をご希望の場合には、どちらの場合も、下記「協議申請書」により申請を行って下さい。

分類	支援内容
イ. 次の要件を共に満たす一部継続出願 1) 米国への移行出願時に行う一部継続出願(いわゆるバイパス継続出願)であること 2) 先の出願に対し、出願の取下げを行うなど、今後の費用を発生させない処置を執っていること ^{*2, *3}	先の出願に対する取下げ処置等を確認の上で、採択された米国出願に代わるものとして通常支援(収入要件不要)
ロ. 上記以外の一部継続出願	分割出願と同様の基準により、「収入要件」及び「一採択国あたりの上限支援数」を考慮の上で支援

*2 取下げ手続きに要した費用、現地代理人への指示に要した費用等は支援の対象とします

*3 出願戦略上、先の出願も活かしたい場合は「ロ. 上記以外の一部継続出願」として取り扱います

2. 申請方法

各国特許庁に対し出願の分割手続き等を行った日から6ヶ月以内に「協議申請書」を提出して下さい。

-) 出願の分割等を行った時点で収入要件を満たさない場合も、「協議申請書」提出時点で収入要件を満たせば対象とします。
-) 「協議申請書」は以下のホームページに掲載いたします。

協議申請書：http://www.jst.go.jp/tt/pat/doc/hiyou_kyougi.doc

3. 支援の実施

協議を頂いた後、新たに支援の対象となった分割出願等に対し、支援に関する契約を新たに追加締結します。

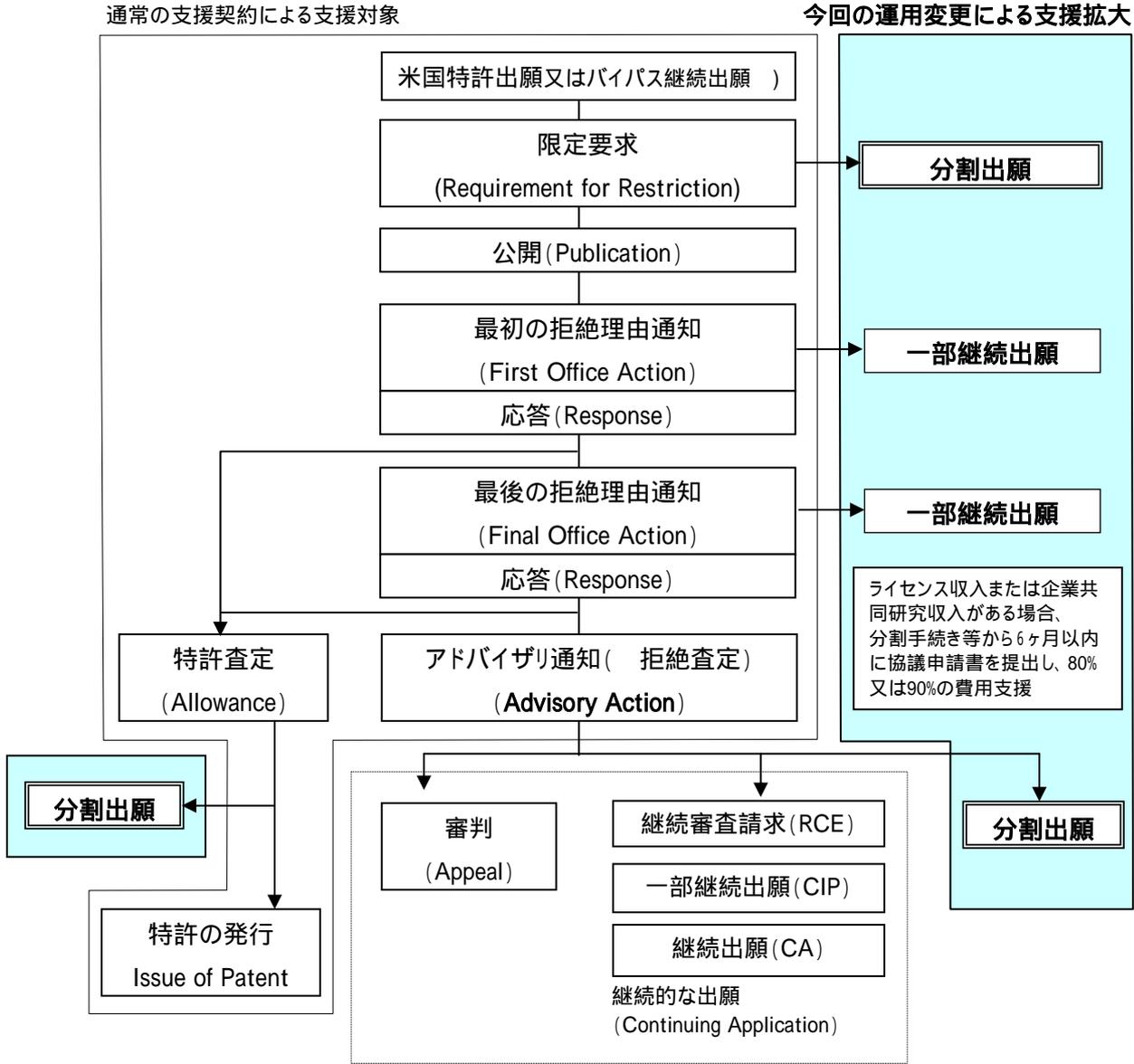
-) 追加契約に適用される契約条件は、分割の元となる出願の申請年度となります。
-) 旧返還方式(収入が支援費に達した場合に一括返還)による契約に対して分割出願支援を実施する場合、当機構は、可能な限り新返還方式(毎年の収入の50%)による、支援契約の再締結を希望します。個別にご相談させていただきます。
-) 本事業において実施される「外国出願から3年経過時等における支援継続の見直し」については、分割の元となる出願の見直しと同時に分割出願についても見直しを実施します。

本件に関する問い合わせ先

独立行政法人科学技術振興機構(JST) 知的財産戦略センター(大学支援担当)

松永・森・辻・安尾 TEL : 03-5214-8413, Email : kenri@jst.go.jp

別紙 米国特許の審査手続きの流れと今回の支援条件緩和対象



米国 Advisory Action 後の継続的な出願、及び各国審判請求に対する支援拡大 (平成 20 年 10 月 31 日付 H20 科促進第 212-3 号)

バイパス継続出願の取り扱い
 先の出願に対し放棄等を行わない場合は、分割出願に準じて取り扱います